

かながわ女性センター跡地利活用事業 事業者募集要項 新旧対照表（令和5年6月19日）

資料名：別紙5 事業用定期借地権設定契約に関する合意書（案）

| No. | 頁 | 新  | 旧  |
|-----|---|--|--|
| 1   | 1 | <p>（目的）</p> <p>第1条 甲と乙は、甲の所有する別表物件目録に記載する土地（以下「目的物件」という。）について、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定する。</p> <p>2 本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長はない。また、第3条に規定する借地権の期間が満了した場合は原状（第3条に規定する借地権の期間の開始時に目的物件に存する建物、工作物（基礎杭を除く。）及び立木等を撤去後の更地の状態をいう。以下同じ。）に復し、甲に返還することとし、乙は甲に対し建物の買取りを請求することはできないものとする。</p> <p>3 本件借地権について、法第4条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の適用はないものとする。</p> <p>4 別表物件目録に記載の目的物件に存する工作物（基礎杭を含む。）及び立木等は、第3条に規定する借地権の期間の開始時に甲から乙へ無償で譲渡する。</p> <p><u>5 甲から乙へ無償で譲渡した基礎杭について、本契約が終了した際に乙が目的物件に存置のうえ甲に引き渡す場合には、乙は当該基礎杭を甲に無償譲渡するものとする。</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 甲と乙は、甲の所有する別表物件目録に記載する土地（以下「目的物件」という。）について、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定する。</p> <p>2 本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長はない。また、第3条に規定する借地権の期間が満了した場合は原状（第3条に規定する借地権の期間の開始時に目的物件に存する建物、工作物（基礎杭を除く。）及び立木等を撤去後の更地の状態をいう。以下同じ。）に復し、甲に返還することとし、乙は甲に対し建物の買取りを請求することはできないものとする。</p> <p>3 本件借地権について、法第4条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の適用はないものとする。</p> <p>4 別表物件目録に記載の目的物件に存する工作物（基礎杭を含む。）及び立木等は、第3条に規定する借地権の期間の開始時に甲から乙へ無償で譲渡する。</p> <p>（新設）</p> |
| 2   | 4 | <p>（費用負担）</p> <p>第14条 （削除）</p> <p><u>乙は、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する費用を負担する。</u></p>   | <p>（修繕義務）</p> <p>第14条 <u>乙は目的物件の修繕義務を負うものとする。</u></p> <p>2 乙は、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する費用を負担する。</p>   |
| 3   | 4 | <p>（実地調査等）</p> <p>第16条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する借地権の期間中において、この契約の内容について、その職員をして随時に乙に対し、乙又は乙が転貸した者のその業務若しくは資産の状況に関して質問させ、関係書類及び目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 乙は、第3条に規定する借地権の期間中において毎年4月30日まで（ただし、令和6年を除く。）に、また、甲が必要と認めるときは、目的物件について権利の設定又は目的物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況等を別紙により甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の調査を拒み若しくは妨げ、又は前2項の報告若しくは第1項の資料の提出を怠ってはならない。</p>   | <p>（実地調査等）</p> <p>第16条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する借地権の期間中において、この契約の内容について、その職員をして随時に乙に対し、乙又は乙が転貸した者のその業務若しくは資産の状況に関して質問させ、関係書類及び目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 乙は、第3条に規定する借地権の期間中において毎年4月30日まで（ただし、令和6年を除く。）に、また、甲が必要と認めるときは、目的物件について権利の設定又は目的物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況等を甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の調査を拒み若しくは妨げ、又は前2項の報告若しくは第1項の資料の提出を怠ってはならない。</p>  |

| No.   | 頁                  | 新  | 旧   |  |       |          |    |                    |      |
|-------|--------------------|--|---|--|-------|----------|----|--------------------|------|
| 4     | 11                 | <p>(別紙)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 ●●●● 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 ●●●●<br/>           名称 ●●●●<br/>           代表者名 ●●●●<br/>           連絡先 ●●●●</p> <p>令和●年●月●日付で締結した事業用定期借地権設定契約に関する合意書第16条第2項に基づき、令和●年4月1日時点の当該物件の用途及び所有者について、以下のとおり報告します。</p> <p>1. 対象物件</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>令和●年●月●日</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>事業提案書に示した用途 (●●●●)</td> </tr> </table> <p>2. 添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現況がわかる写真 (外見・看板・内装等、現在の用途がわかるもの)</li> <li>○ 土地及び建物の全部事項証明書 (証明日が報告時点以降のもの)</li> </ul> | 所在地   |  | 契約締結日 | 令和●年●月●日 | 用途 | 事業提案書に示した用途 (●●●●) | (新設) |
| 所在地   |                    |  |   |  |       |          |    |                    |      |
| 契約締結日 | 令和●年●月●日           |  |   |  |       |          |    |                    |      |
| 用途    | 事業提案書に示した用途 (●●●●) |  |   |  |       |          |    |                    |      |
| 5     | 12                 | <p>(目的)</p> <p>第1条 甲と乙らは、甲の所有する別表物件目録に記載する土地 (以下「目的物件」という。) について、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定する。</p> <p>2 本件借地権については、契約の更新 (更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。) 及び建物の築造による存続期間の延長はない。また、第3条に規定する借地権の期間が満了した場合は原状 (第3条に規定する借地権の期間の開始時に目的物件に存する建物、工作物 (基礎杭を除く。) 及び立木等を撤去後の更地の状態をいう。以下同じ。) に復し、甲に返還することとし、乙らは甲に対し建物の買取りを請求することはできないものとする。</p> <p>3 本件借地権について、法第4条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法 (明治29年法律第89号) 第619条の適用はないものとする。</p> <p>4 別表物件目録に記載の目的物件に存する工作物 (基礎杭を含む。) 及び立木等は、第3条に規定する借地権の期間の開始時に甲から乙らへ無償で譲渡する。</p> <p>5 甲から乙らへ無償で譲渡した基礎杭について、本契約が終了した際に乙らが目的物件に存置のうえ甲に引き渡す場合には、乙らは当該基礎杭を甲に無償譲渡するものとする。</p>                                | <p>(目的)</p> <p>第1条 甲と乙らは、甲の所有する別表物件目録に記載する土地 (以下「目的物件」という。) について、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定する。</p> <p>2 本件借地権については、契約の更新 (更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。) 及び建物の築造による存続期間の延長はない。また、第3条に規定する借地権の期間が満了した場合は原状 (第3条に規定する借地権の期間の開始時に目的物件に存する建物、工作物 (基礎杭を除く。) 及び立木等を撤去後の更地の状態をいう。以下同じ。) に復し、甲に返還することとし、乙らは甲に対し建物の買取りを請求することはできないものとする。</p> <p>3 本件借地権について、法第4条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法 (明治29年法律第89号) 第619条の適用はないものとする。</p> <p>4 別表物件目録に記載の目的物件に存する工作物 (基礎杭を含む。) 及び立木等は、第3条に規定する借地権の期間の開始時に甲から乙らへ無償で譲渡する。</p> <p>(新設)</p> |  |       |          |    |                    |      |

| No.   | 頁                 | 新  | 旧  |  |       |          |    |                   |             |
|-------|-------------------|--|--|--|-------|----------|----|-------------------|-------------|
| 6     | 15                | <p>(費用負担)</p> <p>第14条 (削除)</p> <p>乙らは、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する費用を負担する。</p>   | <p>(修繕義務)</p> <p>第14条 乙らは目的物件の修繕義務を負うものとする。</p> <p>2 乙らは、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する費用を負担する。</p>  |  |       |          |    |                   |             |
| 7     | 15                | <p>(実地調査等)</p> <p>第16条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する借地権の期間中において、この契約の内容について、その職員をして随時に乙らに対し、乙ら又は乙らが転貸した者のその業務若しくは資産の状況に関して質問させ、関係書類及び目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 乙らは、第3条に規定する借地権の期間中において毎年4月30日まで(ただし、令和6年を除く。)に、また、甲が必要と認めるときは、目的物件について権利の設定又は目的物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況等を別紙により甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙らは、第1項の調査を拒み若しくは妨げ、又は前2項の報告若しくは第1項の資料の提出を怠ってはならない。</p>  | <p>(実地調査等)</p> <p>第16条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する借地権の期間中において、この契約の内容について、その職員をして随時に乙らに対し、乙ら又は乙らが転貸した者のその業務若しくは資産の状況に関して質問させ、関係書類及び目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 乙らは、第3条に規定する借地権の期間中において毎年4月30日まで(ただし、令和6年を除く。)に、また、甲が必要と認めるときは、目的物件について権利の設定又は目的物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況等を甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙らは、第1項の調査を拒み若しくは妨げ、又は前2項の報告若しくは第1項の資料の提出を怠ってはならない。</p> |  |       |          |    |                   |             |
| 8     | 23                | <p>(別紙)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 ●●●● 殿</p> <p style="margin-left: 200px;">乙1</p> <p style="margin-left: 40px;">住所 ●●●●</p> <p style="margin-left: 40px;">名称 ●●●●</p> <p style="margin-left: 40px;">代表者名 ●●●●</p> <p style="margin-left: 40px;">連絡先 ●●●●</p> <p style="margin-left: 200px;">乙2</p> <p style="margin-left: 40px;">住所 ●●●●</p> <p style="margin-left: 40px;">名称 ●●●●</p> <p style="margin-left: 40px;">代表者名 ●●●●</p> <p style="margin-left: 40px;">連絡先 ●●●●</p> <p>令和●年●月●日付で締結した事業用定期借地権設定契約に関する合意書第16条第2項に基づき、令和●年4月1日時点の当該物件の用途及び所有者について、以下のとおり報告します。</p> <p>1. 対象物件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>令和●年●月●日</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>事業提案書に示した用途(●●●●)</td> </tr> </table> <p>2. 添付資料</p> <p>○ 現況がわかる写真(外見・看板・内装等、現在の用途がわかるもの)</p> <p>○ 土地及び建物の全部事項証明書(証明日が報告時点以降のもの)</p> | 所在地  |  | 契約締結日 | 令和●年●月●日 | 用途 | 事業提案書に示した用途(●●●●) | <p>(新設)</p> |
| 所在地   |                   |  |  |  |       |          |    |                   |             |
| 契約締結日 | 令和●年●月●日          |  |  |  |       |          |    |                   |             |
| 用途    | 事業提案書に示した用途(●●●●) |  |  |  |       |          |    |                   |             |

| No. | 頁  | 新  | 旧  |
|-----|----|--|--|
| 9   | 24 | <p>(目的)</p> <p>第1条 甲と乙は、甲の所有する別表物件目録に記載する土地（以下「目的物件」という。）について、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定する。</p> <p>2 本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長はない。また、第3条に規定する借地権の期間が満了した場合は原状（第3条に規定する借地権の期間の開始時に目的物件に存する建物、工作物（基礎杭を除く。）及び立木等を撤去後の更地の状態をいう。以下同じ。）に復し、甲に返還することとし、乙は甲に対し建物の買取りを請求することはできないものとする。</p> <p>3 本件借地権について、法第4条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の適用はないものとする。</p> <p>4 別表物件目録に記載の目的物件に存する工作物（基礎杭を含む。）及び立木等は、第3条に規定する借地権の期間の開始時に甲から乙へ無償で譲渡する。</p> <p>5 <u>甲から乙へ無償で譲渡した基礎杭について、本契約が終了した際に乙が目的物件に存置のうえ甲に引き渡す場合には、乙は当該基礎杭を甲に無償譲渡するものとする。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 甲と乙は、甲の所有する別表物件目録に記載する土地（以下「目的物件」という。）について、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定する。</p> <p>2 本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長はない。また、第3条に規定する借地権の期間が満了した場合は原状（第3条に規定する借地権の期間の開始時に目的物件に存する建物、工作物（基礎杭を除く。）及び立木等を撤去後の更地の状態をいう。以下同じ。）に復し、甲に返還することとし、乙は甲に対し建物の買取りを請求することはできないものとする。</p> <p>3 本件借地権について、法第4条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の適用はないものとする。</p> <p>4 別表物件目録に記載の目的物件に存する工作物（基礎杭を含む。）及び立木等は、第3条に規定する借地権の期間の開始時に甲から乙へ無償で譲渡する。</p> <p>(新設)</p> |
| 10  | 27 | <p>(費用負担)</p> <p>第14条 (削除)</p> <p><u>乙は、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する費用を負担する。</u></p>   | <p>(修繕義務)</p> <p>第14条 <u>乙は目的物件の修繕義務を負うものとする。</u></p> <p>2 乙は、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する費用を負担する。</p>   |
| 11  | 27 | <p>(実地調査等)</p> <p>第16条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する借地権の期間中において、この契約の内容について、その職員をして随時に乙に対し、乙又は乙が転貸した者のその業務若しくは資産の状況に関して質問させ、関係書類及び目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 乙は、第3条に規定する借地権の期間中において毎年4月30日まで（ただし、令和6年を除く。）に、また、甲が必要と認めるときは、目的物件について権利の設定又は目的物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況等を別紙により甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の調査を拒み若しくは妨げ、又は前2項の報告若しくは第1項の資料の提出を怠ってはならない。</p>   | <p>(実地調査等)</p> <p>第16条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する借地権の期間中において、この契約の内容について、その職員をして随時に乙に対し、乙又は乙が転貸した者のその業務若しくは資産の状況に関して質問させ、関係書類及び目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 乙は、第3条に規定する借地権の期間中において毎年4月30日まで（ただし、令和6年を除く。）に、また、甲が必要と認めるときは、目的物件について権利の設定又は目的物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況等を甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の調査を拒み若しくは妨げ、又は前2項の報告若しくは第1項の資料の提出を怠ってはならない。</p>  |

| No.   | 頁                  | 新   | 旧   |  |       |          |    |                    |             |
|-------|--------------------|---|---|--|-------|----------|----|--------------------|-------------|
| 12    | 28                 | <p>(暴力団等排除に係る解除)</p> <p>第19条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙又は乙以外の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(1) 乙又は乙以外の構成員のいずれかが神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められたとき。</p> <p>(2) 乙又は乙以外の構成員のいずれかが、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。</p> <p>(3) 乙又は乙以外の構成員のいずれかが、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。</p> <p>(4) 乙又は乙以外の構成員のいずれか又は乙又は乙以外の構成員のいずれかの役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p> | <p>(暴力団等排除に係る解除)</p> <p>第19条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙又は乙以外の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(1) 乙1、乙2又は乙以外の構成員のいずれかが神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められたとき。</p> <p>(2) 乙1、乙2又は乙以外の構成員のいずれかが、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。</p> <p>(3) 乙1、乙2又は乙以外の構成員のいずれかが、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。</p> <p>(4) 乙1、乙2若しくは乙以外の構成員のいずれか又は乙1、乙2若しくは乙以外の構成員のいずれかの役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p> |  |       |          |    |                    |             |
| 13    | 34                 | <p>(別紙)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 ●●●● 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 ●●●●<br/> 名称 ●●●●<br/> 代表者名 ●●●●<br/> 連絡先 ●●●●</p> <p>令和●年●月●日付で締結した事業用定期借地権設定契約に関する合意書第16条第2項に基づき、令和●年4月1日時点の当該物件の用途及び所有者について、以下のとおり報告します。</p> <p>1. 対象物件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>令和●年●月●日</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>事業提案書に示した用途 (●●●●)</td> </tr> </table> <p>2. 添付資料</p> <p>○ 現況がわかる写真（外見・看板・内装等、現在の用途がわかるもの）</p> <p>○ 土地及び建物の全部事項証明書（証明日が報告時点以降のもの）</p>  | 所在地   |  | 契約締結日 | 令和●年●月●日 | 用途 | 事業提案書に示した用途 (●●●●) | <p>(新設)</p> |
| 所在地   |                    |   |   |  |       |          |    |                    |             |
| 契約締結日 | 令和●年●月●日           |   |   |  |       |          |    |                    |             |
| 用途    | 事業提案書に示した用途 (●●●●) |   |   |  |       |          |    |                    |             |

| No. | 頁  | 新  | 旧   |
|-----|----|--|---|
| 14  | 35 | <p>(目的)</p> <p>第1条 甲と乙らは、甲の所有する別表物件目録に記載する土地（以下「目的物件」という。）について、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定する。</p> <p>2 本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長はない。また、第3条に規定する借地権の期間が満了した場合は原状（第3条に規定する借地権の期間の開始時に目的物件に存する建物、工作物（基礎杭を除く。）及び立木等を撤去後の更地の状態をいう。以下同じ。）に復し、甲に返還することとし、乙らは甲に対し建物の買取りを請求することはできないものとする。</p> <p>3 本件借地権について、法第4条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の適用はないものとする。</p> <p>4 別表物件目録に記載の目的物件に存する工作物（基礎杭を含む。）及び立木等は、第3条に規定する借地権の期間の開始時に甲から乙らへ無償で譲渡する。</p> <p>5 <u>甲から乙らへ無償で譲渡した基礎杭について、本契約が終了した際に乙らが目的物件に存置のうえ甲に引き渡す場合には、乙らは当該基礎杭を甲に無償譲渡するものとする。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 甲と乙らは、甲の所有する別表物件目録に記載する土地（以下「目的物件」という。）について、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定する。</p> <p>2 本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長はない。また、第3条に規定する借地権の期間が満了した場合は原状（第3条に規定する借地権の期間の開始時に目的物件に存する建物、工作物（基礎杭を除く。）及び立木等を撤去後の更地の状態をいう。以下同じ。）に復し、甲に返還することとし、乙らは甲に対し建物の買取りを請求することはできないものとする。</p> <p>3 本件借地権について、法第4条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の適用はないものとする。</p> <p>4 別表物件目録に記載の目的物件に存する工作物（基礎杭を含む。）及び立木等は、第3条に規定する借地権の期間の開始時に甲から乙らへ無償で譲渡する。</p> <p>(新設)</p> |
| 15  | 38 | <p>(費用負担)</p> <p>第14条 (削除)</p> <p><u>乙らは、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する費用を負担する。</u></p>  | <p>(修繕義務)</p> <p>第14条 <u>乙らは目的物件の修繕義務を負うものとする。</u></p> <p>2 乙らは、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する費用を負担する。</p>  |
| 16  | 39 | <p>(実地調査等)</p> <p>第16条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する借地権の期間中において、この契約の内容について、その職員をして随時に乙らに対し、乙ら又は乙らが転貸した者のその業務若しくは資産の状況に関して質問させ、関係書類及び目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 乙らは、第3条に規定する借地権の期間中において毎年4月30日まで（ただし、令和6年を除く。）に、また、甲が必要と認めるときは、目的物件について権利の設定又は目的物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況等を別紙により甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙らは、第1項の調査を拒み若しくは妨げ、又は前2項の報告若しくは第1項の資料の提出を怠ってはならない。</p>  | <p>(実地調査等)</p> <p>第16条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する借地権の期間中において、この契約の内容について、その職員をして随時に乙らに対し、乙ら又は乙らが転貸した者のその業務若しくは資産の状況に関して質問させ、関係書類及び目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 乙らは、第3条に規定する借地権の期間中において毎年4月30日まで（ただし、令和6年を除く。）に、また、甲が必要と認めるときは、目的物件について権利の設定又は目的物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況等を甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙らは、第1項の調査を拒み若しくは妨げ、又は前2項の報告若しくは第1項の資料の提出を怠ってはならない。</p>  |

| No.   | 頁                  | 新   | 旧   |  |       |          |    |                    |      |
|-------|--------------------|---|-----|--|-------|----------|----|--------------------|------|
| 17    | 46                 | <p>(別紙)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 ●●●● 殿</p> <p style="margin-left: 200px;">乙1</p> <p style="margin-left: 200px;">住所 ●●●●</p> <p style="margin-left: 200px;">名称 ●●●●</p> <p style="margin-left: 200px;">代表者名 ●●●●</p> <p style="margin-left: 200px;">連絡先 ●●●●</p> <p style="margin-left: 200px;">乙2</p> <p style="margin-left: 200px;">住所 ●●●●</p> <p style="margin-left: 200px;">名称 ●●●●</p> <p style="margin-left: 200px;">代表者名 ●●●●</p> <p style="margin-left: 200px;">連絡先 ●●●●</p> <p>令和●年●月●日付で締結した事業用定期借地権設定契約に関する合意書第16条第2項に基づき、令和●年4月1日時点の当該物件の用途及び所有者について、以下のとおり報告します。</p> <p>1. 対象物件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>令和●年●月●日</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>事業提案書に示した用途 (●●●●)</td> </tr> </table> <p>2. 添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現況がわかる写真 (外見・看板・内装等、現在の用途がわかるもの)</li> <li>○ 土地及び建物の全部事項証明書 (証明日が報告時点以降のもの)</li> </ul> | 所在地 |  | 契約締結日 | 令和●年●月●日 | 用途 | 事業提案書に示した用途 (●●●●) | (新設) |
| 所在地   |                    |   |     |  |       |          |    |                    |      |
| 契約締結日 | 令和●年●月●日           |   |     |  |       |          |    |                    |      |
| 用途    | 事業提案書に示した用途 (●●●●) |   |     |  |       |          |    |                    |      |